

Weekly Report

第655号
令和4年6月27日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

令和3年分の確定申告状況(所得税・贈与税)

◆所得税の確定申告状況

◎所得税の確定申告書の提出状況……確定申告書を提出した方は2285万5千人(事業所得者387万5千人、その他1898万人)で、そのうち申告納税額があった方は656万8千人でした。また、還付申告を行った方は1329万7千人となっています。

◎株式等の譲渡所得の申告状況……株式等の譲渡所得の申告人員(111万9千人)のうち、所得金額がある方は前年比30%増の62万1千人で、1人当たりの所得金額は735万円でした。また、譲渡損失を翌年以降へ繰り越した方は52万1千人です。

◎医療費控除の適用状況……医療費控除は742万9千人が適用し、そのうちセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)は2万8千人でした。

◎e-Taxの利用状況……自宅等からe-Taxで申告書を提出した方は923万人で、そのうちスマートフォン等を利用して自宅からe-Taxで提出した方は前年比50%増の152万8千人となりました。

◆贈与税の申告状況

◎贈与税の申告書の提出状況……申告書を提出した方は前年比9.5%増の53万2千人で、そのうち暦年課税(基礎控除110万円)を適用したのは48万8千人、相続時精算課税は4万4千人でした。

◎暦年課税の申告状況……暦年課税を適用し、申告納税額があったのは38万5千人で、1人当たりの納税額は前年比18.9%増の74万円となりました。

◎住宅取得等資金の非課税措置の申告状況……直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置を適用した方は前年比16.4%増の7万人で、6448億円が非課税の適用を受けました。

所得税の予定納税を減額する場合は

令和4年分の所得税について予定納税が必要な方には「予定納税額の通知書」が届いています。

予定納税は、前年分の所得金額や税額などに基づき計算した予定納税基準額が15万円以上である場合に、予定納税基準額の1/3相当額を7月(第1期)と11月(第2期)にそれぞれ納める制度となります。

ただし、業況不振などの理由により、6月30日の現況で所得税の見積額が予定納税基準額よりも少なくなると見込まれる場合には、予定納税額の減額申請ができません。第1期分から減額する場合は、7月15日までに「予定納税額の減額申請書」を所轄税務署に提出します。

マイナポイント第2弾が今月末から全面实施

マイナンバーカードを取得した方(本年9月末までに交付申請が必要)にキャッシュレス決済サービスで利用できるポイントを最大2万円分付与する「マイナポイント第2弾」では、①マイナンバーカードを取得した方に最大5千円分、②健康保険証としての利用申込みを行った方に7500円分、③公金受取口座の登録を行った方に7500円分のマイナポイントを受け取ることができます。

①は本年1月から実施されていますが、②と③は6月30日から申込み開始となります。